

項目名

⑧ 薬物乱用対策の推進について

■ 現状（概要）

薬物乱用問題は、全世界的な広がりを見せ、人間の生命はもとより、社会や国の安定を脅かすなど、人類が抱える最も深刻な社会問題の一つとなっている。

鹿児島県薬物乱用対策推進地方本部の下、関係機関や諸団体と協力して積極的に啓発活動を推進している。

■ 取組状況

「ダメ。ゼッタイ。」普及運動を始めとした各種薬物乱用防止運動の期間にあわせて街頭キャンペーン等の実施や、薬物乱用防止指導員による地域での講演、学校薬剤師による中学校等での薬物乱用防止教室の実施（県薬剤師会委託）等を行っている。

【具体的な取り組み】

- 1 薬物乱用防止指導員保健所地区協議会（伊集院ウィル）の開催
 - ・日時：令和6年6月11日(火)午後2時～
 - ・参加者：薬物乱用防止指導員(保護司，薬業団体関係者)14名
- 2 各種薬物乱用防止期間等における街頭キャンペーンの実施
 - (1)6・26 ヤング街頭キャンペーン(ダメ。ゼッタイ。普及運動)
 - ・日時：令和6年7月6日(土)午後2時～
 - ・場所：グランド伊集院店，ソレイユタウン伊集院
 - ・参加者：薬物乱用防止指導員9名，高校生1名，ジュニアリーダーズクラブ「チェスト」9名，保健所職員2名
 - (2)吹上秋祭り薬物乱用防止キャンペーン
 - ・日時：令和6年11月30日(土)午前10時～
 - ・場所：吹上浜公園
 - ・参加者：薬物乱用防止指導員10名，保健所職員2名
- 3 学校における薬物乱用防止教室の実施(県薬剤師会に委託)

■ 成果・課題

本県の薬物事犯による検挙者数は若干減少しているものの、令和5年の大麻事犯については過去最高を記録した令和3年と同数の検挙者数となっている。

薬物乱用へのゲートウェイドラッグと言われる危険ドラッグ事犯や大麻事犯は若年層へ広がっており、地域に根ざした草の根運動を中心とした啓発活動を継続して行う必要がある。

検挙者数(人)

	覚醒剤事犯		大麻事犯		麻薬・向精神薬事犯		計	
	国	県	国	県	国	県	国	県
R3年	7,824	25	5,482	39	541	4	13,847	68
R4年	6,124	25	5,342	35	673	3	12,139	63
R5年	5,914	13	6,482	39	928	4	13,324	56

出典 国：警察庁組織犯罪対策本部「令和5年における組織犯罪の情勢【確定値版】」

県：鹿児島県警察ホームページ

※ 令和5年の大麻事犯の全国の検挙者数(過去最多)のうち、30歳代までの若年層の検挙者数が約89%を占める。

国は大麻取締法を改正し、大麻及びその有害成分であるTHCを麻薬及び向精神薬取締法における「麻薬」に位置付け。「大麻取締法」を「大麻草の栽培の規制に関する法律」に改正。令和5年12月13日公布。令和6年12月12日施行。

【事例】先般，県内において医療機関を重複受診し，向精神薬を多量に入手した事案が確認された。県薬務課が関係機関・団体に注意喚起の通知を行った（資料参照）。

■ 今後の予定

6・26 ヤング街頭キャンペーンや危険ドラッグ・シンナー等乱用防止強化月間，地域催し等での啓発活動を実施する。

■ 依頼事項等

薬物乱用防止の推進に引き続き御協力いただくようお願いしたい。

公益社団法人鹿児島県医師会会長 様

鹿児島県保健福祉部薬務課長

医療機関の重複受診による向精神薬の多量入手事案について

本県の保健医療福祉行政につきましては、日頃から格別の御配慮を賜り深く感謝申し上げます。

今般、県内において、複数の医療機関を受診（重複受診）し、向精神薬である睡眠導入剤を多量に入手している事案が通報されました。当該事案については、現在のところ薬物不正譲渡等の犯罪事実は確認されておりませんが、精神的に薬物に依存している状況にあることも考えられます。

つきましては、向精神薬の過量服薬による健康被害及び薬物不正譲渡等の犯罪の未然防止のため、下記事項に御留意の上、貴会会員に対し、遺漏のないよう周知いただくようお願いいたします。

なお、公益社団法人鹿児島県薬剤師会会長及び鹿児島県保険者協議会会長（各医療保険者）あて別添のとおり通知していることを申し添えます。

記

- 1 今回の事案及び向精神薬の不正譲渡事案においては、精神科や診療内科等専門の診療科以外においても長期間にわたって睡眠導入剤等の向精神薬の処方を受けるという事実が認められていることから、不眠等により睡眠薬や抗不安薬を処方しているが改善しない場合には、精神科専門医等に紹介してより適切な治療が行われるよう、診療連携の構築に努めていただきたいこと。
- 2 過量服薬による健康被害の防止、不正譲渡の未然防止の観点から、患者の他医療機関での受診状況の把握に努めていただきたいこと。また、問診等による確認に加えて、患者の服薬状況や薬剤服用歴を確認するため、経時的に薬剤服用歴が管理できる手帳（いわゆる「お薬手帳」等）を持参しているか否かを確認し、持参している場合には、それを活用するよう努めていただきたいこと。

（参考）平成20年3月19日保医発 0319001 号「保険医療機関及び保険医療養担当規則の一部改正に伴う実施上の留意事項について」

- 3 薬物依存や薬物不正譲渡等の事案においては、医薬品名を指定して処方を希望する例もあることから、患者からそのような申し出があった場合には、慎重に処方を検討していただきたいこと。

連絡先

保健福祉部薬務課麻薬係 村尾，横山

電話：099－286－2804

E-mail:yakumuka@pref.kagoshima.lg.jp

薬 第 288 号
令和6年12月10日

公益社団法人鹿児島県薬剤師会会長 様

鹿児島県保健福祉部薬務課長

医療機関の重複受診による向精神薬の多量入手事案について

本県の保健医療福祉行政につきましては、日頃から格別の御配慮を賜り深く感謝申し上げます。

今般、県内において、複数の医療機関を受診（重複受診）し、向精神薬である睡眠導入剤を多量に入手している事案が通報されました。当該事案については、現在のところ薬物不正譲渡等の犯罪事実は確認されておりませんが、精神的に薬物に依存している状況にあることも考えられます。

向精神薬の入手については、今回の事案のような薬物依存の例のほか、自殺時に向精神薬等の過量服薬を行っていた例や、薬物不正譲渡を企図していた例など、不適正使用を目的とする事案が社会問題となっているところです。

つきましては、向精神薬の過量服薬による健康被害及び薬物不正譲渡等の犯罪の未然防止のため、向精神薬の調剤に関しては、下記事項に御留意の上、貴会会員に対し、遺漏のないよう周知いただくようお願いいたします。

なお、公益社団法人鹿児島県医師会会長及び鹿児島県保険者協議会会長（各医療保険者）あて別添のとおり通知していることを申し添えます。

記

- 1 向精神薬を長期に処方されている患者については、症状などについて声かけを積極的に行うことや、必要に応じて処方医へ疑義照会を行うなど、医療従事者間の連携を深め、患者が適切な精神科医療を受けられるよう、専門の診療科を受診していない者については、その受診を勧奨すること。

（参考）平成22年9月9日「自殺・うつ病等対策プロジェクトチーム」報告（厚生労働省）

http://www.mhlw.go.jp/bunya/shougaihoken/jisatsu/dl/torimatome_5.pdf

- 2 調剤にあたり、患者の服薬状況及び薬剤服用歴を確認しなければならないところであるが、患者からの聴取及び保有している薬剤服用歴の記録に加えて、経時的に薬剤服用歴が管理できる手帳（いわゆる「お薬手帳」等）を持参しているか否

かを確認し、持参している場合には、それを活用するよう努めること。その上で重複受診の有無や、残余薬等の服用方法を確認して、向精神薬の過量服薬が疑われる場合については、処方医に疑義照会を行うなど患者の健康被害の未然防止に努めること。

(参考①) 平成20年3月19日保医発 0319001 号「保険医療機関及び保険医療養担当規則の一部改正に伴う実施上の留意事項について」

(参考②) 薬剤師法第24条

処方せん中に疑わしい点があるときは、その処方せんを交付した医師、歯科医師又は獣医師に問い合わせ、その疑わしい点を確認した後でなければ、これによって調剤してはならない。

連絡先

保健福祉部薬務課麻薬係 村尾，横山

電話：099－286－2804

E-mail:yakumuka@pref.kagoshima.lg.jp

薬 第 289 号
令和6年12月10日

鹿児島県保険者協議会会長 様

鹿児島県保健福祉部薬務課長

保険医療機関の重複受診による向精神薬の多量入手事案について

本県の保健医療福祉行政につきましては、日頃から格別の御配慮を賜り深く感謝申し上げます。

今般、県内において、複数の医療機関を受診（重複受診）し、向精神薬である睡眠導入剤を多量に入手している事案が通報されました。当該事案については、現在のところ薬物不正譲渡等の犯罪事実は確認されておりませんが、精神的に薬物に依存している状況にあることも考えられます。

つきましては、診療報酬明細書の点検調書や重複・頻回受診者対策については、すでに実施されているところですが、上記の事案を踏まえ、引き続き向精神薬の過量服薬による健康被害及び薬物不正譲渡等の犯罪の未然防止のため、御留意いただきますよう、貴会の各医療保険者への周知についてお願いいたします。

連絡先

保健福祉部薬務課麻薬係 村尾，横山

電話：099－286－2804

E-mail:yakumuka@pref.kagoshima.lg.jp